



ヴァンフォーレサッカースクール会員規約

[名称]

第1条 本スクールはヴァンフォーレサッカースクール（以下単に本スクールという）といい、キッズクラス、U-7クラス、U-8クラス、U-9クラス、U-10クラス、U-11クラス、U-12クラス、スキルアップクラス、アスレチッククラスを設ける。

[所在]

第2条 本スクールは山梨県甲府市北口 2-6-10 一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブ（以下単に本クラブという）内に主たる事務局を置き、本クラブが確保する施設（以下これを本施設という）を使用する。

[目的]

第3条 本スクールはJリーグ理念の基、スポーツマンシップを身につけ、スポーツ活動を通じてスポーツの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域社会の生涯スポーツ振興に寄与することを目的とする。

[入会・在籍資格]

第4条 本スクールに入会する方は、次の要件を備えていなければならない。

1. 本スクールの目的に賛同する方。
2. 募集要項による資格に該当する方。
3. 本会員規約に同意する方。

[入会手続]

第5条 本スクールに入会を希望する方は、所定の手続きに従い本スクールに申し込み別途定める利用開始日から利用できる。

[会費]

第6条 会費とは次のものをいう。

1. 入会金（入会した翌年より年会費として支払う。）
※隔週開催のスキルアップクラス、**ガールズクラス、アスレチッククラス含む**は、入会金・年会費無し
2. 月謝
会員は本スクールが定める会費を、所定の手続きにより支払う。

[会費等の返還]

第7条 一旦入金した入会金、年間費は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

但し、月謝については以下の場合には返金を行う。

※スキルアップクラス、ヴァンフォーレアスレチッククラスは除く

- **開催予定日数の36日に対して年間の開催日数が36回未満の場合の不足分**
※ **社会的制約(感染症の拡大等)によりスクールが開催できない場合の中止も含む**
- **学級閉鎖や学年閉鎖等の、学校の休校通知があった場合、かつ本人や家族の体調に異常がなく、観戦拡大に対するリスクに配慮した欠席日数**
※ **欠席連絡フォームの『学校休校に伴う返金申請』欄より申請を行い、当クラブの審査が通った場合**
- **返金対象者は3月末日に所属している会員とし、年度終了の3月末日までに行うものとする。**

[会費の滞納]

第8条 会員が会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、3ヶ月以上滞納した場合退会させることができる。

[練習日、期間および時間]

第9条 本スクールの期間、練習日についてはスクールカレンダーによる。また、やむを得ない事情が発生した場合は、スクールカレンダーに定められた期間、練習日、時間などを変更または中止する場合は、事前に会員に通知する。なお、原則として中止になった分は月末に設定された予備日に振替スクールを行う。

[会員証]

第10条 会員証は会員本人のみ使用でき、他人に貸与、譲渡することはできない。

[会員および保護者のモラル]

第11条 会員および保護者は次の事項を厳守しなければならない。

1. フェアプレーの精神をモットーとし、会員全員がスポーツに親しみ楽しめるよう努めること。
2. 本スクールの目的にそうよう努めること。
3. 「ヴァンフォーレサッカースクール規約」「各スクール会場の利用規則」並びに本スクールの定める諸規則を遵守すること。

[退会]

第12条 退会を希望する会員は、退会希望当月 25 日までに届け出なくてはならない。

[休会]

第13条 会員が怪我や病気等により、その月のスクールの日程全てに参加できない場合のみ、休会を希望することができるが、その際の会費は半額負担とする。

1. 休会を希望する会員は、休会希望前月 25 日までに届け出なくてはならない。

[継続]

第14条 会員からの退会の届け出がない限り、本クラブは新年度継続の手続きを行なう。

[掲載]

第15条 本クラブが所有するホームページや、メディア等に会員の写真を使用する場合がある。掲載を希望しない会員は、本クラブにその旨を届け出なければならない。

[会員の変更事項]

第16条 会員は住所、連絡先など、入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

[除名]

第17条 本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと認めた者に対し、本スクールは指導スタッフの意見を聞いたうえで除名することができる。

[傷害保険の加入]

第18条 本スクールに入会した会員は、本クラブが定める保険に加入する。加入手続きは本クラブが行なうこととする。

[負傷時の処置]

第19条 会員がスクール活動中に負傷した場合は、本スクールが応急処置を行なうが、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行なうものとし、本スクールは一切の責任を負わないものとする。

[事故の責任]

第20条 会員および保護者は、本施設利用に際しては、本施設利用に関する諸規則および施設管理者並びに指導スタッフの指示に従い各自の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、怪我及び障害等の事故が起こっても、本クラブ、本スクール、指導スタッフなどに対し一切の障害賠償を請求しないものとする。

[施設器具の破損]

第21条 会員および保護者は、本施設の利用中に施設器具などを故意または過失により破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。

[閉校]

第22条 会員数が一定に達しない場合、あるいはやむを得ない事情が発生した場合、閉校することがあるものとし、その場合は 3 ヶ月前までに会員に通知する。

[細則]

第23条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

[規約の改定]

第24条 本規約の改定は本クラブが必要に応じ、これを行うことができることとする。

[施行]

第25条 本規約の施行は、2026年 4 月 1 日からとする。

2004年3月1日制定
2013年4月1日改定
2014年4月1日改定
2015年4月1日改定
2017年4月1日改定
2019年4月1日改定
2021年4月1日改定
2022年4月1日改定
2023年4月1日改定
2024年8月31日改定
2025年4月1日改定
2026年4月1日改定